

辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成14年12月4日から平成15年1月3日まで

熊本県公告第878号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定に基づき、平成14年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時
平成15年2月16日（日）午前9時から
- 2 試験会場
熊本市春竹町481
常磐家政調理師専門学校
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論
 - (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票にはり付けること。）
 - (2) 受験手数料
13,400円
 - (3) 受験願書の受付期間
受験願書の受付期間は、平成15年1月14日（火）から平成15年1月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、平成15年1月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (4) 受験の申込み
受験志願者は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所を經由して知事に提出すること。ただし、県外から受験する者は、知事（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部生活衛生課）へ直接提出すること。
- 5 合格基準
 - (1) 学科試験
5教科の平均得点が60点以上であること。（ただし、1教科でも40点未満の場合は不合格とする。）
 - (2) 実地試験
総得点が80点以上であること。（ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合は、80点以上であっても不合格とする。）
- 6 合格発表
 - (1) 合格者の発表は、平成15年3月5日（水）午前10時に、県庁本館ロビー及び県内各保健所にて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 試験会場での注意事項
 - (1) 受験者は、筆記試験にあつては試験開始30分前までに筆記用具を持参し、実地試験にあつては、帽子、布巾、清潔な作業衣（白衣等）、料理包丁及び専用の履き物（長靴等）を持参して会場に集合すること。
 - (2) 試験会場には駐車場を設置していないため、公共交通機関等を利用すること。
 - (3) 試験中は、携帯電話及びポケットベルの電源を切ること。
 - (4) 試験会場内では静かに行動して他人に迷惑をかけること。
- 8 問い合わせ
 - (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部生活衛生課（電話096-383-1111 内線7184）に行うこと。